

千葉市政担当記者 様

## 「平成 29 年度千葉市トライアル発注認定事業」新商品を募集します！

千葉市では、市内の中小企業等が開発し、製造又は提供する優れた新製品(物品)及び新役務(サービス)を認定し、積極的にPRを行うことなどによって販路開拓を支援するトライアル発注認定事業を実施しています。この度、優れた新商品を持つ中小企業からの募集を開始しますので、お知らせします。

なお、認定商品の一部については、市が試験的に導入を行いますので、併せてお知らせします。

### 1 認定・準認定等の区分

区分	内容
認定	新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもので、市で試験的に導入見込みがあるもの。
準認定	新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもの。 ※準認定期間中に、市での導入見込みが生じた場合は、「認定」へ区分が変更されます。
保留	二次審査又は最終審査を通過しなかったもの。
対象外	一次審査を通過しなかったもの。

### 2 認定のメリット

- (1) 認定・準認定された新商品等(新製品及び新役務)は、千葉市のホームページへの掲載、認定商品カタログの作成、見本市等への出展支援など広くPRします。
- (2) 認定・準認定商品が、その認定期間中、千葉市の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)  
※なお、認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。

### 3 対象となる商品

以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品、役務の主たる部分を自ら提供する役務であることであること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる製品、役務であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たしていること。

※ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における広報及び技術、申請時点で販売を開始していない商品、及び過去に申請した実績がある同一商品(千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第9条第4号に定める保留と区分された製品・役務を除く)は除きます。

### 4 認定対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

- (1) 市内に実質的な主たる事業所を有し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成

- 1 1年法律第18号) 第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 市税の滞納がない者
  - (3) 千葉県暴力団排除条例(平成24年6月28日条例第36号) 第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (4) 申請から認定の期間において、千葉県物品等指名停止措置要領に基づく入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。
  - (5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

## 5 認定・準認定期間

認定・準認定の通知をした日から2年後の年度末まで。

(平成29年度は、通知した日から平成32年3月31日まで)

## 6 応募期間

平成29年5月1日(月)～5月31日(水)

## 7 応募方法

「千葉県トライアル発注認定事業認定申請書」に必要書類を添付し、提出先に直接持参または郵送・宅配便により提出してください。

※ファックス、電子メールでは受付いたしません。

※市ホームページから申請書類やその他必要書類のダウンロードができます。

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>

## 8 今後のスケジュール

- 5月31日 認定申請の提出締切
- 6月上旬 一次審査(書類審査)
- 6月下旬 二次審査(書類審査)
- 7月上旬 最終審査(プレゼンテーション審査)
- 8月 認定事業者の決定及び認定・準認定商品の公表
- 8月以降 市による認定・準認定商品のPR  
一部の認定商品の購入・評価 ※認定期間終了まで

## 9 応募先・問い合わせ先

〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号

千葉県経済農政局経済部産業支援課中小企業支援班

電話 043-245-5284

FAX 043-245-5590

E-mail [sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp)